

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外32名

被告 中部電力株式会社

原告 準備書面 48

(クリフエッジ求釈明補足)

令和3年7月8日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

第1 クリフエッジ求釈明（令和3年2月5日付原告準備書面46）の補足

原告準備書面46においては、被告に対し、以下の点につき回答を求めた。

「電力事業者である被告として、①現在は「クリフエッジの特定」を目的とした取組・調査は行っていないということであるか、②本件各号炉の原子炉設置・変更許可申請が認められた暁には「クリフエッジの特定」を欠いたまま再稼働する可能性もあるということであるかにつき、回答されたい。」

これに対し、被告からは、回答の必要性等につき疑義が呈されている。

そこで、この点につき、①原子力規制委員会はクリフエッジの把握を要求していること、②本件訴訟の事実認定においては当然に被告の安全対策の内容・範囲を明らかにする必要があること、という点につき、本書面で述べる。

第2 被告の説明・主張

クリフエッジ・エフェクトの特定につき、令和2年11月27日付被告準備書面(34)8頁目では、

「クリフエッジ・エフェクトの所在を特定し、起因となる機器類の損傷、浸水等を生じさせる地震、津波等の自然現象のハザードの大きさを評価することは、安全確保の観点から設計の妥当性を確認した原子炉施設について、特定の起因事象（外的事象）に対する耐力を詳細に把握し、安全性を向上させるために有用なものであり、運転後の自主的かつ継続的な安全性向上に活用されるために行われるものである。」

と説明されている。

これを前提とし、クリフエッジ特定の要否についても、同書面においては、「『クリフエッジ』を特定しなければ原子力発電所の安全を確保することができないかのようにいう原告らの主張」は失当であると述べている。

第3 クリフエッジの特定や、その検討状況を明らかにすべき理由

しかし、冒頭に述べたとおり、被告の主張は、以下に述べる原子力規制委員会の見解や、民事訴訟における事実認定の観点から、是認できない。

1 原子力規制委員会の見解等

(1) 原子力規制委員会委員長更田豊志氏による説明内容等

この点につき、衆議院における原子力問題特別調査委員会（令和3年4月8日開催第3号）において、政府特別補佐人として出席した原子力規制委員会更田豊志氏は、質問に対し、以下のとおり回答している（甲A第3号証）。

「新規制基準に基づく審査の中におきましては、このクリフエッジを超える事態に対しても緩和はできるような対策というのを要求しておりまして、それについて審査を行っております。」

「クリフエッジの設定という形で明示を求めているわけではありませんけれども、審査の中では、当然のことながら、どこで大きな変化が起きるかというのを把握する必要がありますので、その評価に関して議論もしておりますし、確認をしておるところであります。」

(2) 上記を踏まえた検討

このように、原子力規制委員会委員長による公的な場での回答において、「安全性向上評価」の中だけでなく、再稼働の前提となる新規制基準適合性審査の中において、クリフエッジを超える事態の想定や、かかる事態に対し緩和できる対策を求めていること、クリフエッジとほぼ同義である「どこで大きな変化が起きるか」という基準点の把握を求め議論していることが示されている。

(3) 小括

したがって、上記被告準備書面(34)の説明等は、規制庁たる原子力規制委員会の見解・立場とも異なるものであり、到底是認できるものではない。

クリフエッジの具体的な値については、再稼働前の時点において、新規制基準適合性審査の中において、これを特定した上で評価をすべきものであるから、被告は、本件原子炉の安全性が問題となっている本訴訟内においても、クリフエッジ、またはこれに準じた数値等について、具体的に明示し、または、明示する数値を持ち合わせていないのであれば、現在の検討状況を速やかに回答す

べきである。

2 民事訴訟における事実認定について

いうまでもなく、民事訴訟においては、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実認定を行う（民事訴訟法第247条）。

本件訴訟は原子力規制委員会の新規制基準適合性審査とは別個独立に進むものであり、その結果を待って判決がなされるものでもない。

大飯発電所3,4号機の運転差し止めを命じた福井地方裁判所平成26年5月21日判決では、ストレステストにおいて「耐震裕度が1.80Ss以上または許容津波高さが11.4m以上の領域では、炉心にある燃料の重大な損傷を回避する手段がなくなるため、その境界線がクリフエッジとして特定された。」ことを前提に、これを超える地震が到来する危険があることを理由として、差し止めを認めたものである。

本件訴訟においても、本件原子炉の安全性・危険性や、耐震裕度を検討するに当たっては、クリフエッジの値や、その検討状況については、事実認定に必要な事柄とえる。

クリフエッジについて、現段階で回答できる値を持ち合わせていないというのであれば、回答できる見込み時期や、現在の検討状況ないし暫定値等について、少なくとも回答すべきと考える。

以 上